

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 株式会社 LAD 許可番号 13-ユ-317795

●取扱職種の範囲等

職種：情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）、情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）
地域：東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、長野、静岡、大阪、京都、奈良、福岡

●手数料に関する事項

求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50% 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50% 手数料負担者は 求人者 とします。

【サーチスカウト型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100 万円 活動 1 日あたり 2 万円 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50% 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50% 手数料負担者は 求人者 とします。

求職者からは手数料は徴収いたしません。